

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

※生徒本人が感染者あるいは濃厚接触者となった場合は、速やかに学校へ御連絡願います。

※登校再開時の「新型コロナウイルス感染症に関する報告書」の提出をお願いしないことと致しました。

※今後も引き続き、「三つの密＝密集・密接・密閉」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」といった基本的な感染対策を励行して下さい。公共交通機関の中などではマスクの着用は必須です。

1. 生徒が陽性となった場合

基本的には保健所の指示を受けた期間、出席停止といたします。

〈症状のある方〉

発症日から7日間経過し、かつ症状軽快から24時間経過している場合、8日目から登校することができます。

ただし、現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合、11日目から登校することができます。

〈無症状の方〉

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目から登校することができます。加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目から登校することができます。

2. 同居する家族が陽性となったことにより本人が濃厚接触者となった場合、あるいはそれ以外のケースで生徒本人が濃厚接触者と特定された場合

最後に感染者に接触した日を0日目として、5日間出席停止といたします。

また、無症状である場合に限り、自宅待機期間の2日目、3日目に抗原検査キットによる検査を2回続けて実施し、陰性であればその日から登校できます。

3. 生徒本人ならびに同居する家族に、発熱等の風邪症状がみられた場合

保護者の判断で、症状がなくなるまで自宅待機をお願いいたします。その日は出席停止といたします（欠席となりません）。

※ 風邪症状とは「呼吸器症状、咳、たん、息苦しさ等」が該当します。

4. 生徒本人が濃厚接触者の可能性が高いと、保護者が判断する場合

学校以外の出先で陽性者が確認された場合など、保護者の判断で、本人の感染の可能性がなくなるまで自宅待機をお願いします。その日は**出席停止**といたします（欠席となりません）。

5. 生徒が海外から帰国した場合

厚生労働省のホームページ「入国後の自宅等待機期間の変更等について」をご覧ください。